

# 住宅用家屋証明申請書

## ○申請要件

### 以下の条件すべてに該当すること

- ・個人が自己の居住に供する家屋
- ・新築または取得後1年以内の家屋
- ・床面積が50m<sup>2</sup>以上（上限なし）
- ・事務所や店舗等併用住宅の場合、90%以上が住宅であること

○証明書発行手数料  
1件につき1,300円

## ○添付書類

※郵送申請の場合は、下記に加え1,300円分の定額小為替および返信用封筒も添付必須

No.	書類名	新築住宅（保存登記）		中古住宅（移転登記）	抵当権設定登記※1
		個人が新築したもの	マンション建売住宅等		
1	住宅用家屋証明申請書（委任状は不要） ※証明書部分は訂正印不可。	○	○	○	○
2	住民票の写し (住所をまだ移していない場合は「申立書」も必要 ※購入日から入居予定日まで1年以内であること)	○	○	○	○
3	登記事項証明書(登記簿謄本)	○ (いずれか1つ)	○ (いずれか1つ)	○	○
	登記完了証（電子申請）			-	-
	登記済証			-	-
4	各階平面図・建物図面の写し (表題登記申請の際に添付の図面)	○	○	-	-
5	建築確認済証の写し (申請書、建築確認図面(平面図、立面図、断面図、仕上表))	○	-	-	-
6	特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合 申請書の副本及び認定通知書	○ (該当の場合)	○ (該当の場合)	-	-
7	取得の原因日を明らかにする書類の写し (売渡証書、売買契約書、譲渡証明書、登記原因証明情報等) 代金納付期限通知書(競落の場合)	-	○ (いずれか1つ)	-	-
8	家屋未使用証明書	-	○	-	-
9	金銭消費貸借契約書、債務の保証契約書等の写し	-	-	-	○
10	中古住宅で建築日が昭和56年12月31日以前の場合 耐震基準適合証明書の写し (耐震基準を満たしていることを証明する住宅を取得した場合で、取得前2年以内に耐震基準適合の証明書を取得していること。) 既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書の写し 住宅性能評価書の写し	-	-	○ (該当の場合 いずれか1つ)	-

※1 新築（増築）または取得するための資金の貸付け等にかかる抵当権設定登記の場合

## ○郵送申請の必要書類

①申請書（2枚1組）

②添付書類

③手数料分の定額小為替

- ・定額小為替は、郵便局の窓口またはゆうちょ銀行で購入できます。購入時には1枚につき200円の手数料がかかります。
- ・切手や収入印紙でのお支払いはできません。
- ・定額小為替には何も記入しないで下さい。
- ・おつりのないようにお願いします。万が一、納付金額を超えた場合は、再度正しい金額分の定額小為替をご送付いただく必要があります。

④返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入）

- ・切手料金に不足が生じた場合は、不足分を着払いにて請求させていただきます。

## ○送付先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 企画財務部 資産税課 管理グループ (TEL098-862-5320)

## 郵送申請の必要書類

